

(参考)

### 飲酒運転撲滅活動推進員による啓発活動について

項目	内容
飲酒運転撲滅推進員の活動	県では、飲酒運転撲滅条例第29条に規定する飲酒運転撲滅活動推進員（以下「推進員」という。）により、福岡県内の事業所、飲食店を個別訪問して、飲酒運転撲滅の啓発、条例の周知、宣言企業・店の制度紹介及び登録勸奨を行っている。
目的	福岡県内における飲酒運転撲滅の気運の高揚を図るため、講習会の機会の活用や直接訪問等による飲酒運転撲滅啓発活動を実施する。 対象は、県内事業所、飲食店等とし、飲酒運転撲滅条例の周知、撲滅取組み、撲滅宣言登録の要請（以下「啓発等」という。）を行う。
実施期間	平成28年4月14日～平成29年3月31日
実施場所	県内全域 ※ 各地区の交通安全協会を拠点として活動
実施体制	福岡県内の交通安全協会40人、福岡県交通安全協会（本部）7人
実施内容	○ 事業所の運転に関する責任者（安全運転管理者等）に対する研修の機会を活用した啓発等の実施 ○ 商工関連団体等の会合等の機会を活用した啓発等の実施 ○ 事業所、飲食店等への直接訪問による啓発等の実施
その他	推進員はジャンパー等着用、身分証明書を携帯し、啓発等を行う。